新型コロナウイルス感染症に対する対応

令和3年10月22日

一般財団法人静岡県生活科学検査センターでは、今年度(令和3年度)、以下のような考え方や対策により、新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組んでおります。

1 事業継続の考え方

当センターは、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「国民の安定的な生活の確保」、「社会の安定の維持」、「医療体制の維持」のため、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として位置付けられており、必要な対策を講じた上で、事業を継続することとしております。

2 主な対策

- (1)職員への周知徹底(4/21、6/21、8/23 所長から全職員に周知、幹部会議でも周知)
 - ・「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」、「新型コロナウイルス感染者が発生 した場合の対応手順」の整備、周知
 - ・「3密」の回避、マスクの着用、消毒、手洗いの徹底、風邪症状時の休暇取得等
 - ・不要不急の移動・往来の回避
 - ・新型コロナワクチンの接種推奨のため、特別有給休暇を2日付与
 - ・トイレの共用タオル、ハンドドライヤーの使用禁止
 - ・検温等自己健康管理の徹底(健康管理表の記入 8/23~9/30)
- (2)行事の制限
 - 辞令交付式、理事会・評議員会等の参加者を縮小
 - 会議、研修会、講座事業の中止・延期、県外出張の自粛
 - ・歓送迎会、職員旅行事業の中止
- (3) 事業の継続
 - BOD検査のバックアップ体制の構築
 - ・MAXHUBを導入し、WEB会議を実施
- (4)物品の配布等
 - ・マスク配布
 - 消毒液配備
 - 非接触体温計配備
- (5) 来訪者への対応等
 - ・足踏式の消毒液、自動検温計、衝立(アクリル板)の設置
 - ・マスクの着用、消毒、手洗いの徹底、風邪症状時の来訪回避の依頼等
 - ・新規職員採用面接でのマスク、フェイスシールドの着用、距離・通気の確保

3 職員に感染者が確認された場合の対応

- ・職員が感染又は疑われる場合は、緊急連絡網により直ちに情報を共有します。
- ・感染又は疑われる職員は出勤停止とし、濃厚接触者の把握に努めます。
- 消毒を実施します。
- ・事業実施可否について状況に応じ判断します(停止する事業所、業務、範囲等)。
- 外部への公表は、センターHPへの掲載により行います。